

第22回茅ヶ崎海岸侵食対策協議会

令和7年度 養浜工事について

神奈川県藤沢土木事務所なぎさ港湾部

2024年9月10日撮影（菱沼海岸）

○ 令和7年度養浜工事について

1 柳島地区

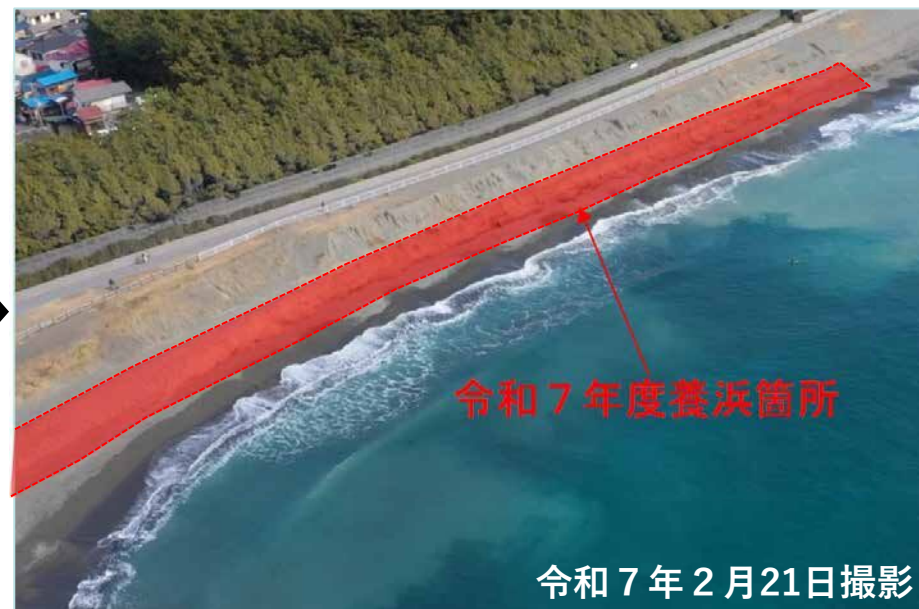
- 養浜量：5,000 m³
- 実施時期：令和7年5月～6月
- 養浜土砂：令和6年度にダムから
柳島ストックヤードに搬入
した土砂



図1 令和7年度の養浜工事（柳島地区）



令和7年2月21日撮影



令和7年2月21日撮影

図2 令和7年度養浜工事箇所

○ 令和7年度養浜工事について

2 中海岸地区

○養浜方法

○養浜量：10,000 m³

○実施時期：令和7年11月～令和8年3月

○養浜土砂：令和6年度にダムから
柳島ストックヤードに搬入
した土砂

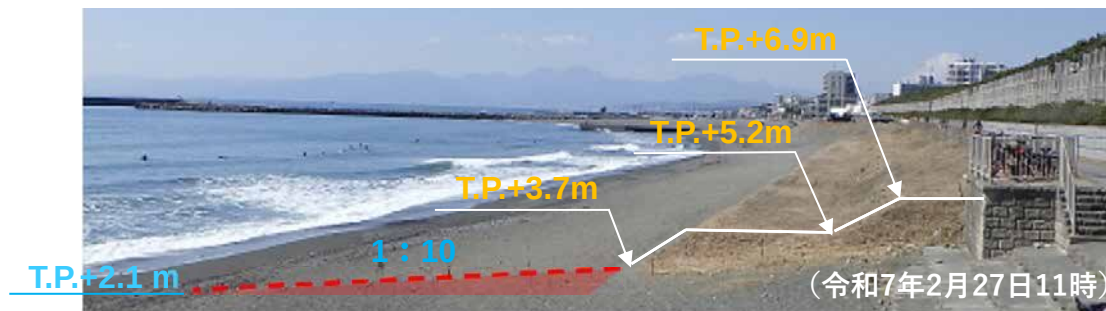


図3 中海岸の養浜の状況と盛土の天端高



- ① 既設盛土約160mを元の地盤から0.5m程度下げる
- ② 掘削土砂を汀線側に敷き広げる
- ③ 掘削した後に養浜土砂を1.0m程度盛土する
→ 1回目の盛土高は、1.5m程度
2回目以降、盛土高1.0m程度
- ④ 盛土高1.0m程度を汀線側へ 敷き均す
→ ③と④を4回程度繰り返し
最後に勾配1：10で整える

○ 令和7年度養浜工事について

2 中海岸地区

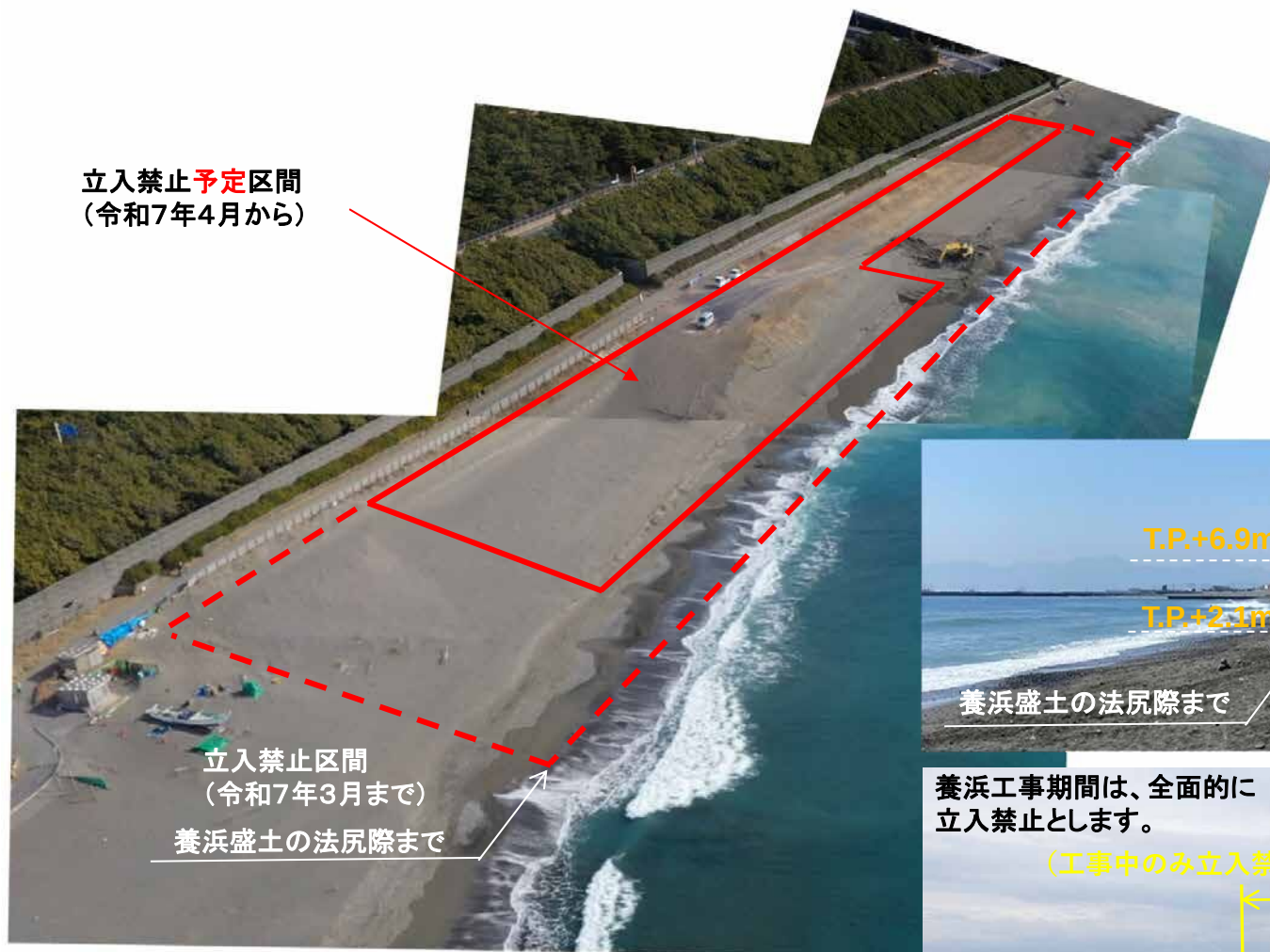
○立入禁止区域について

養浜盛土が高く、転落等の危険があることから、盛土の法尻までの全面的な立入禁止としてきました。

浜幅が回復してきたことから立入禁止区域の変更を予定しています。

なお、養浜工事中は、引き続き全面的な立入禁止となります。

立入禁止**予定**区間
(令和7年4月から)



立入禁止区間
(令和7年3月まで)
養浜盛土の法尻際まで



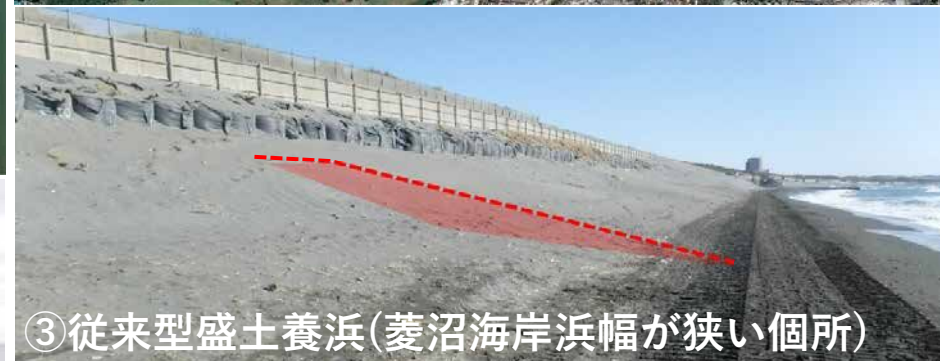
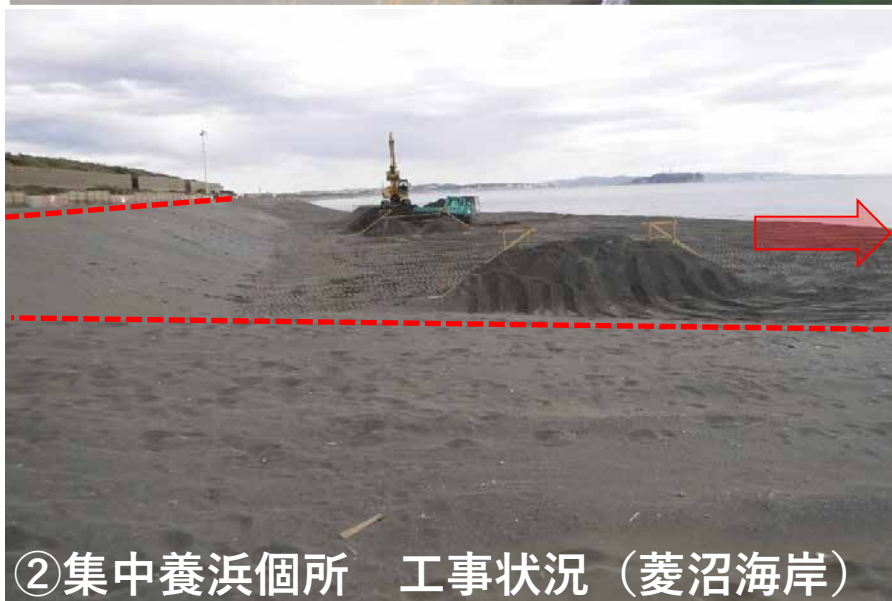
養浜工事期間は、全面的に立入禁止とします。



○ 令和7年度養浜工事について

3 菱沼海岸地区

○養浜方法



○ 令和7年度養浜工事について

3 菱沼海岸地区

○養浜方法

施工ヤードの地盤高 T.P.+2.0m

①既設盛土地形の掘削後
→ 掘削土砂は汀線側に敷き広げる



②台形断面(延長80～100m程度)
→ 土砂量確認



③台形断面を汀線側に敷き広げる
→ ②と③を14～18回程度、繰り返す。



④既設盛土地形に復元

○ 令和7年度養浜工事について

3 菱沼海岸地区

○養浜に使用する砂

○海岸概要：相模川から供給された砂が波により江の島方面に運ばれ形成された海岸

○使用した主な養浜砂：茅ヶ崎漁港西側海岸や辻堂海岸(藤沢市)に堆積した飛砂

○養浜砂の課題：飛砂は相対的に粒形の小さい成分が多い

養浜砂の量の確保（計画養浜3万 m^3 ）

○追加する養浜砂：飛砂に比べて相対的に粒形が大きい「相模川河口砂州の堆積砂」

○注意事項：相模川河口砂州に特定外来種のカガエツルノゲイトウ(植物)が繁殖しており、河口砂州から持出し禁止のため、原則、繁殖していない箇所の堆積砂を搬出



○ 令和7年度養浜工事について

3 菱沼海岸地区

○ 工事概要

○ 養浜量 : 26,000m³

茅ヶ崎漁港西側海岸、辻堂海岸に堆積した飛砂、相模川河口砂州及び既設盛土地形の掘削砂、

○ 実施時期 : 令和7年11月～令和8年3月

○ 養浜箇所 : 菱沼海岸 → 集中的に養浜（延長約120m）

→ 従来型の盛土養浜（砂浜幅の狭い箇所、延長約100m）

白浜町 → 従来型の盛土養浜（砂浜幅の狭い箇所、延長約100m）

